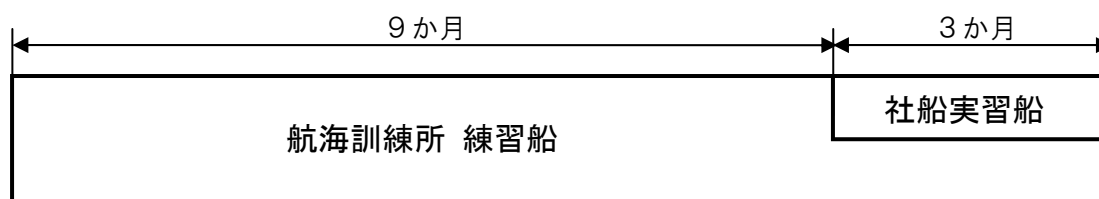


社船実習（内航三級）の実施に係る基準等について

(1) 社船実習の内容

- 商船系大学・高専生が、航海訓練所で実施する海技資格（三級海技士）取得のための乗船実習（12 か月）のうち、後期3か月を、長距離フェリー及び大型貨物船を活用して行います。



- 実習内容は、航海訓練所が行っている訓練カリキュラムの他、荷役作業といった実務的な内容も実施し、実習生が就職後直ちに求められる知識、技術を早期に習得することを図ります。

(2) 社船実習船の基準など

- 「沿海区域」以上を航行する総トン数 1,600 トン以上、出力 3,000kW 以上の船舶で実習を実施することとなります。
- 船舶に搭載する設備として、
航海船橋には、海図机、海図、ジャイロコンパス、レーダー
機関室には、出力装置、補機、電気設備、自動制御装置など、
通常の内設備が整っていれば実施可能となります。
- 実習生を指導する教員は、三級海技士（機関部は内燃限定可）以上の海技免状を保有している船長、機関長、航海士、機関士である必要があります。